クラス	TU318		担当教員	三宅 裕一郎
テーマ		日常生活と法		
		【最近発表した業績】		
		○著書		
		・『初学者のための憲法学(新版)』(北樹出版、2021 年)(共著)		
		・『憲法とそれぞれの人権』(法律文化社、近刊予定)(共著)		
著書·論文		○論説		
		・「コロナ禍における『営業の自由』と『補償』の要否―『新型インフルエンザ等対策特別		
研究課題等		措置法』に基づく規制措置をめぐって―」『中小商工業研究』148 号(2021 年)		
		○翻訳		
		・「アメリカ合衆国による『標的殺害(targeted killings)』作戦を承認するための手続を定め		
		たオバマ政権下の大統領政策指針(Presidential Policy Guidance: PPG)について」『愛知大学		
	法経論集』229 号(近刊予定)			

## ゼミナール概要

キーワード:少年犯罪と法、労働と法、未成年者と法、家族関係と法など

## 目的、内容、方法、授業計画等:

私たちは、意識するとしないとにかかわらず、網の目のように張り巡らされた法の下で生活を送っています。 テレビや新聞に目を転じれば、必ずといっていいほど法にかかわる問題が話題となっています。「法」というと、 とっつきにくくて堅苦しいイメージをもつ人も多いことでしょう。

このゼミでは、日常生活やニュースなどで目にする様々な問題を取り上げて、法とはいったい何なのか、そしてそれがどのような役割を果たしているのかを広い視点から考えることを目的とします。

キーワードにいくつかのテーマを挙げましたが、これはあくまでも一例に過ぎません。例えば、未成年者と法というテーマを1つとっても、成人年齢の引き下げをめぐる問題や校則による自由の制限など、様々な切り口が考えられます。

もちろん、上記のもの以外にも皆さんが関心をもったテーマなどがあれば、積極的に取り上げていきたいと考えています。「法」というものを固定的に捉えるのではなくそこにどのような問題が含まれているのか、皆さんのしなやかな感性をフルに発揮していただいて、ゼミの議論を盛り上げていって欲しいと思います

## 担当教員からのメッセージ

私の専門は「憲法」で、主に安全保障にかかわる分野を中心に研究を重ねてきました。ですので、法のすべての分野に精通しているわけではありません。このゼミを通じて、皆さんと一緒に1から学習することも多いと思います。

もうひとつ、「法」といえども、神ならぬ人間が作ったものです。完璧なものではありえません。法を守ることはもちろん大切なことですが、このゼミでは、それを所与の前提とせず法に伏在する問題点などについても思考をめぐらせ、社会の物事に対する建設的な批判的姿勢を可能な限り身につけて欲しいと思います。

共に学習を深め新たな知見に触れながら、学びという楽しみを分かち合っていきましょう!